

令和6年度原爆被爆者二世健康診断項目

一般検査

以下に掲げる範囲で実施します。

ただし、⑦肝臓機能検査及び⑧ヘモグロビンA1c検査については、医師が必要と認めた場合に行うものとし、⑨血清蛋白分画検査による多発性骨髄腫検査については、受診者の希望により行うものとします。

- ①視診、問診、聴診、打診及び触診による検査
- ②CRP定量検査
- ③血球数計算
- ④血色素検査
- ⑤尿検査(ウロビリノーゲン、蛋白、糖、潜血)
- ⑥血圧測定
- ⑦AST検査法、ALT検査法、 γ -GTP検査法による肝臓機能検査
- ⑧ヘモグロビンA1c検査
- ⑨血清蛋白分画検査による多発性骨髄腫検査

精密検査

以下に掲げる範囲内で、医師が必要と認めるものを行うものとします。

- ①骨髄造血像検査等の血液の検査
- ②肝臓機能検査等の内臓の検査
- ③関節機能検査等の運動器の検査
- ④眼底検査等の視器の検査
- ⑤胸部エックス線撮影検査等のエックス線検査
- ⑥その他必要な検査